

昭和恐慌期における農民の諸動向について

島 袋 善 弘

はじめに

- 1 農本主義者による「農村救済請願運動」
- 2 一般的動向
- 3 農民組合の対応
- 4 運動の影響と帰結
むすび

はじめに

従来、戦前における日本の農業をめぐる諸問題が、もっぱら地主小作関係をめぐるものとして考えられてきたために、それに収れんされえない農民（あるいは農村）の諸動向は、全く無視されてきたといっても過言ではない。

本稿で取扱う昭和恐慌期は、地主小作関係では把握しえない農民の諸動向が広汎にあらわれる時期である。そして、この時期のそのような諸動向について記した論文が全く無いというわけではない。しかし、従来の研究では、記された諸現象の量が少ないという意味で不十分であるのみならず、その諸現象の中に農民諸階層の特徴的な動きを摘出するという意識が欠如しているという意味でも（そのことは農民諸階層の動向の本質的な意味が把握されないという結果を導くものである）不十分である⁽¹⁾。

この点は、農民の諸動向総体（就中その本質）を階級対立という形で鋭くえぐりだすはずである農民運動史研

究についても指摘されうる。例えば、農民運動の通説的見解を提示する農民運動史研究会編『日本農民運動史』は、この時期に「反封建闘争」(小作争議を意味する)を基軸としつつ「反独占運動の萌芽形態」⁽²⁾があらわれたとし、自作農の基本的中立性⁽³⁾を前提とする論理を展開する。しかしながら以下に摘出する如く、この時期には自作農を含めた闘争を「萌芽的形態」とする論理が成立する余地はないとみてよい。

本稿は以上のように研究史上、量的には不充分であり、とりあげる視角という点では欠落している昭和恐慌期における農民諸階層の動向を、もっぱら公刊資料によって摘出し、それによって運動主体の構造を検討したものである。⁽⁴⁾

1 農本主義者による「農村救済請願運動」

恐慌の深刻化にともなう、この時期(とくに昭和七年の第六二臨時議會会前後)に台頭する農本主義者主導による「農村救済請願運動」からみよう。まず初期の「三ヶ条請願期成同盟会」についてみると次のとおりである。

「長野縣所在日本農民協會幹事長和合恒男ハ本年一月同會政治部ノ活動トシテ農村窮乏打破請願運動ヲ計畫シツ、アリシガ、其後三月上旬ヨリ長野朝、橋孝三郎、稻村隆一等ト共ニ長野方ニ於テ之ガ實行方法ニツキ屢々協議スル所アリ。然シテ其結果ハ一面ニ於テ長野朝ヲ中心トシテ前記自治農民協會準備會ヲ結成シタル外、四月中旬ニ至リ長野、和合、稻村、齋藤勇之介、宮越信一郎、小宮山清三等ヲ委員トシテ三ヶ条請願期成同盟會ナル暫定的團體ヲ組織シ第六十二議會ヲ目標トシテ (イ)農家負債三ヶ年間据置 (ロ)肥料資金反當一圓補助 (ハ)滿蒙移住費五千萬圓補助ノ三項目ニ互ル請願書ノ大衆的署名運動ヲ行フベク決定セリ。斯クテ四月下旬和合ガ長野縣下ニ『三ヶ条請願について』ト題スル印刷物ヲ添付シテ請願書ヲ頒布シタルヲ初メトシ、五月上旬ヨリハ他ノ委員等モ亦其居住府縣ヲ中心ニ各々運動ヲ開始シタリ」⁽⁵⁾

この「三ヶ条請願」は、六月末日迄には一府一三県にわたり、一八、八〇〇余名の署名を得て(第1表)、請願書は衆議院事務局に提出された。

次に、「三ヶ条請願」にひきつづいて行なわれた「五

(39) 昭和恐慌期における農民の諸動向について

第1表 自治農民
協会による「3
ヶ条請願」署名

府県名	署名数
東京	61
埼玉	220
千葉	220
群馬	332
岡山	約 114
神奈川	44
長野	10,007
福岡	59
富山	190
山梨	93
新潟	2,145
茨城	402
計	5,000
	約 18,887

内務省警保局編『社会
運動の状況 4』p. 929
—30 により作成。

余名に達し、その請願書は八月二四日各地代表者一二名により衆議院副議長に手交された。⁽⁸⁾ところで、この運動の請願条項がもつ意味について若干記しておこう。指導者の一人長野朗が記すところによれば、この運動の目的は、一

(二) 適當ナル移民教育ヲ施シ海外移住助成金一人當百圓、内地移住助成金一人當百圓ヲ給付シ且歸農移住

(イ) 三億圓ノ開墾事業ヲ起シ、且開墾助成の範圍ヲ廣ムルコト

(ロ) 農民ノ生活權ヲ確保スル様強制執行法ヲ改正スルコト

(イ) 政府低利資金三ヶ年据置、利子補償ノコト

「三ヶ条請願期成同盟會關係ノ署名運動ハ第六十二議會閉會後モ依然、近ク開カルベキ臨時議會ヲ予想シテ各地ニ行ハレツ、アリシガ、同會委員等ハ三ヶ条請願ノ内容ガ余リニ高踏的ニシテ實現性ニ乏シキ爲、比較的現實性ヲ帶ビ且即行可能ナル内容ニ更改スベク畫策シ八月一日先ヅ名稱ヲ五ヶ条請願期成同盟會ト改メ

ヶ条請願期成同盟會」の署名運動は、次のとおりであつた。

者ニハ助成米一人當三斗ツツ三年間支給スルコト
(四) 俸給ヲ物價ニ平行セシメ上下ノ懸隔ヲ緩和スル様俸給令ヲ改正スルコト

ノ五項目ニ互ル『低利資金据置強制執行法改正、開墾助成、移住助成、俸給令改正ニ關スル請願書』ヲ作成シ：『五ヶ条請願について』ト題スル印刷物ト共ニ八月上旬ヨリ各地ニ之ヲ發送シテ再ビ署名運動ヲ一齊開始シタリ⁽⁶⁾

この運動は、当初からジャーナリズムによって宣伝されたため、農本主義者のみならず、他団体及び個人の参加者もかなりあつた。それを署名運動の各地域の中心人物についてみると、中心人物三〇名中、農本主義者は一〇名であり、他は農業五、農民組合・社会大衆黨員四などであつた。⁽⁷⁾署名は第2表にみる如く総数四二、五〇〇

第2表 自治農民
協会による「5
ヶ条請願」署名

県名	署名数
神奈川	25
新潟	400
埼玉	877
群馬	8,470
千葉	5
茨城	4,523
愛知	20
静岡	4,533
山梨	3,897
長野	17,604
福島	50
手森	175
青森	1,292
山形	50
富山	133
山岡	100
本岡	210
福本	141
計	42,505

内務省警保局編『社会
運動の状況 4』p. 932
により作成。

つには「農村輕視に対し世間に警告を与へる」ことであり、もう一つは「全国三千万農民の結束」をつくることであつた。したがって「請願三箇條の項目の如きは、大して重きを置かず、條項の内容にも、慎重な考慮が缺けて居た。借金三ヶ年間のモラトリウムを主としたのは、何んといつても借金が現在農民の最も大きな悩みであつたからであり、肥料資金補助は、丁度施肥期に際し、農家が金がなくて肥料を施すことが出來ず、國民食料の上に支障を來す虞れがあつたからである。又滿洲移民は東北から信州方面にかけての農民の中に、熱烈な希望があつたからである。然しこの請願條項は、これをこのまゝ實行するといふのでなく、農民の氣持を充分に現して、議會及政府の注意を喚起したものである……従てこの三項目を實行案として論議さるゝことは、吾人の趣旨からすれば、一寸見當違ひのやうに思はれる」といわれるよ

うなものであつた。五ヶ条の請願條項についても「それは負債問題の外には、前回の肥料問題は既に施肥の時機が過ぎたし、滿洲移住は其前提として、移住

方面の治安維持の確保と土地使用權の確立がなくては成立たないので、寧ろこの二項について議會で質問でもして貰ふ方が順序だと考へたから、これは省くことにして、官吏俸給問題が加へられて居るが、これは全國農民の俸給生活者に對する感情を現したものであり、結局は負擔輕減の問題に歸着すべきものであつて、このまゝ法律案となつて實行さるべきものではな⁽¹⁹⁾かつた。

以上の如く、請願條項はそれほど深刻な直接的意味をもつものとしてとりあげられたものではなかつたから、それが土地問題(地主小作關係)に直接触れていないことをもつて運動の本質を云々することはできない。といふのは、モラトリウム要求や肥料資金要求もそうであるが、請願書と同時に提出された強制執行法の改正案は「農業者カ其生産ニ依ル收穫ノ中次ノ收穫マテ債務者及其家族ノ必要ナル食料」及び「立毛」の差押を禁止しよ

うとするものであり、小作農の要求をも代弁するものだったとみてよいからである。さらに、地方によってはもっと直接的に小作農の要求をとりあげたところもあった。この点について鈴木茂三郎は、自治農民協会「機關紙『農村新聞』」によれば新潟においては三ヶ條請願のほか土地取上げ禁止、立入禁止、廢除の二要求をも加へたとのことである。これは自治協議會運動が中農から貧農層へ掘り下げられてゆく重要な動向である」と記している⁽¹¹⁾。

2 一般的動向

次に、農本主義者による運動と同じく臨時議會に向けて展開された請願・陳情運動の二、三について記そう。まず、昭和七年の北信不況対策会の動きについてみよう。

「長野縣小縣郡を中心とする北信不況對策會の代表者たる小地主、自作農の十四名は、六月四日上京長野縣選出代議士小山邦太郎氏、鷲澤與四三氏（民政黨）及び龜井貫一郎（社民）の三氏に伴はれ、同五日午後より農相、勸銀總裁、大藏省關係官廳及び其の他の關係方面を訪問

し、農民の窮狀を訴へたが、左の如き請願書を後藤農相に提出した。

請願書

一、現下經濟國難に直面し、支拂猶豫令を即時發布せられたき事。

二、物價に順應し、相當債務切下を斷行せられたき事。

三、諸稅大輕減を計られたき事。

四、利息制限法を改正し、農村に貸しつける利率は年三分以下とし、最長年賦救濟法により、舊債借換の道を講ぜられたき事。

五、主要農產物に對し、損失を生ずる場合は、政府はこれを補償せられたき事⁽¹²⁾（傍点—引用者）

社会自由党準備會（関西）では、農村救済のため「六月十一日から街頭署名を求めた上、青柿、小田、飯石の三委員を上京せしめ、農民請願運動に合流させやうと企てたが、同派幹部がその前後に全部檢束され、計劃は水泡に歸した⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾」

3 農民組合の対応

不況に対する農民組合の対応は繭価の暴落を契機として、昭和五年六月前後から漸次具体化してくる。昭和五年の不況問題への対応は「同年四月大阪市ニ開催サレタル全國農民組合第三回大會ニ於テモ、總本部ハ本件ニ關スル議案ノ提出ヲナサバリシノミナラズ、偶々新潟縣連合會ヨリ『借金支拂猶豫運動ノ件』長野縣連合會ヨリ『養蠶農民救済運動ノ件』ノ提案アリシモ大ナル關心ヲ持タズシテ一瀉千里ニ可決セシ狀況ニアリタリ。

然ルニ本年度ノ春蠶價格ガ近年稀ニ見ル安値ヲ示シ、農會町村長會等各種團體ガ一齊ニ起ツテ養蠶農民ノ救済運動ヲ開始スルニ至ルヤ、小作人組合ニモ異常ナル衝動ヲ與ヘタルモノ、如ク、先ヅ全國農民組合總本部ハ六月十八日指令第九號『繭安ニ對スル鬭爭指令』ヲ發シテ他ノ小作人組合ノ魁ヲナシ、次イデ日本農民組合總同盟モ亦七月二十三日指令ヲ發シテ所屬組合ノ奮起ヲ促ス所アリシガ、遂ニハ養蠶農民ノ救済運動ニ止マラズ廣ク農產物安ニ對スル農村救済運動トシテ全國的ニ發展スルニ至⁽¹⁵⁾レリ」といわれるが、運動が全国的一般的に行なわれた

とは考えられない。むしろ、地域的・個別的に若干展開されたにとどまるとみるべきであろう。⁽¹⁶⁾

この時点で注目すべき点としては、第一に、運動のスローガンが、(1)小作料減免、(2)借金支払の無期延期、(3)租税の免除、⁽¹⁷⁾(4)農産物價格の補償、の四つに集約されるものであって、昭和五年の時点で既に恐慌期一般に共通する運動スローガンがそろっていたという点であり、第二に、運動の担い手について、翌六年の全國農民組合第四回大會において可決された「借金及高利に対する鬭爭」の中で「借金、高利に對する農民の不平をとらえて貧農を中心として小農、自作農等を動員し農民鬭爭の戦線を擴大すること」⁽¹⁸⁾(傍点—引用者)として、鬭爭主体を小作農に限定していないという点である。

昭和七年には、先にみた自治農民協議会等の運動に影響されて、一方では農民組合主導による農村救済請願運動が、他方ではいわば「階級的日常鬭爭」とでもいうべき鬭爭諸形態が展開された。以下組織別にみよう。

まず、全國農民組合では、六月八日農林大臣に対して「窮迫セル農村救済ノタメ (イ) 農民借金、税金、小作料ノ五ヶ年間モラトリアムノ即時斷行 (ロ) 農産資金ノ

(43) 昭和恐慌期における農民の諸動向について

第3表 社会大衆党による農村窮
破請願署名数 (昭和7年8月末日調)

合 計 23,782 名			
大 阪	1,369	栃 木	350
京 都	400	岐 阜	638
神 奈 川	480	青 森	535
兵 庫	200	山 形	2,220
埼 玉	2,750	山 梨	806
千 葉	141	秋 田	1,420
愛 知	1,000	石 川	350
静 岡	213	徳 島	540
新 潟	2,250	岡 山	204
長 野	500	和 歌 山	380
群 馬	5,430	福 岡	1,786

内務省警保局編『社会運動の状況 4』p. 675
による。合計の数字があわないがそのままにした。

無擔保融通 (イ) 肥料、種子 農具ノ國家ニヨル無償配給 (ニ) 米産、養蠶農家損失ノ國家補償 (ホ) 立入禁止、土地取上ゲノ絶對禁止、ノ五項目ノ即時實施方ヲ要請⁽¹⁹⁾。六月一日にも再度農林大臣に對策實施を要求する一方、活発とはいえなかったが、社会大衆党と共に農村窮破請願署名運動を展開、八月末日までに二三、七八二名の署名調印を集めた(第3表)。また「階級的日常闘争」としては、「新潟、群馬、秋田、和歌山、岡山、徳島、愛媛、福岡等ニ於テ、演說會又ハ村民大會等ノ開催、臨時地方議會召集ノ陳情、土地立入禁止不許可ノ陳情、政府借入金支拂猶豫ノ陳情、救農土木事業町村直營ノ陳情、借金

整理組合ノ組織等ノ運動⁽²⁰⁾を展開した。

全国農民組合全国会議派(昭和六年八月に全国農民組合から分裂してできた左派の組織)の運動もほぼ同一であった。この組織では「闘争ノ基礎ヲ部落ニ下シ部落ニ於テ貧農ノ最モ切實ナル利益ヲ捉ヘテ對地主的階級闘争ヲ激發セシムルト共ニ、更ニ肥料會社、産米薪炭等ノ検査制度、農會、産業組合、信用組合、電燈會社、封建的賤視差別、大地主等ニ對スル地區及ビ全縣的規模ノ闘争ニ發展セシムベキコトヲ指示シ、専ラ請願運動ヲ利用シテ階級闘争ノ激成乃至ハ組合ノ擴大強化ヲ圖ラムコトニ努メタリ。之レガタメ所屬聯合會及支部ニ於テモ此ノ種ノ宣傳煽動ニ努メ……實行運動トシテハ長野、三重等ノ一部地方ニ於テ村民大會、演說會ノ開催、銀行ニ對スル借金支拂猶豫ノ要求、村當局ニ對スル不況對策會設立ノ要求ヲナ⁽²¹⁾」す等のことが行なわれた。昭和七年における全農全会派の「階級的日常闘争」(全会派では「農民委員會運動」と呼んでいた)について、青木恵一郎『日本農民運動史 第四卷』(一九五九年)四〇九—一二頁の一七事例をまとめると第4表のとおりである。この表から明らかな如く、恐慌期の闘争は、いわば雑多な日常要

第4表 「農民委員
会運動」の闘争
課題別分類

闘争課題	件数
賃金不払	2
借入金	3
共有財産処分	3
失業救済事業	1
税金滞納	1
電燈料値下	1
その他の	6
合 計	17

青木『日本農民運動史 第
4巻』p. 409—12により作
成。

求闘争であり、窮乏した農民諸階層一般を含みうる形態をとっていた。

日本農民組合では「昭和七年八月の第六三臨時救農国会にたいする請願運動を展開するとともに、村民大会、県民大会を開いて左の決議を行ない、当局に陳情した。とくに山梨県連合会は多数の陳情隊を議会に送って示威運動を行なう計画のもとに、八月二十四日、大挙上京しようとした途中、警官に阻止されてついに目的をはたさなかった。

- 一、養蚕農民の繭を生産価格で政府は買上げよ。
- 二、政府は所有米を貧農に無償給与せよ。
- 三、生産費を基準とする米穀価格の決定。
- 四、農村借金の支払猶予をなし、農業資金の無担保貸付をなせ。

五、小作料地租の三ヵ年免除並に県村税の半減。

六、向ふ三ヵ年政府は肥料貸付を執行せよ。

七、耕作権を確立し、土地取上げ其の他の強制処分の
停止²²⁽²³⁾。

ここで、この時期の闘争主体を示す注目すべき個別闘争を二、三とりあげてみよう。

宮城県豊里村では、昭和七年失業救済事業をめぐって農民組合と村当局とが対立したが、この運動において「運動参加者の中から委員を選んで農民委員会を結成した。この農民委員会五〇余名を動員して村役場へ押しかけ『仕事を農民委員会の管理に移せ』と要求した。農民委員会の顔ぶれは、いつもの農民組合員とちがって、中農や自作農が加わっているので、役場は驚いて(一)工事入札は無期延期、(二)仕事は当時の失業者にやらせる、(三)工事の処理を農民委員会にやらせることを村会では決定する旨の回答をした²⁴⁾」(傍点—引用者)。

また、昭和六年同じ宮城県では「この年の運動で注目されることは、一〇月佐々木更三の指導で栗原郡清滝村に農民組合支部が結成され、繭と米の暴落で没落した自

作農を中心に、借金据置闘争が展開されたことであった。この運動は、各地の農民に大きな反響をよび、支部拡大の契機となった⁽²⁵⁾（傍点―引用者）といわれる如く、自作農が運動に登場し、運動の主体となる。このような運動の展開に規定されたのであろう、昭和八年頃の宮城県では「農民組合の中心となっていた組合員は、没落した自作農や貧農が多⁽²⁶⁾」⁽²⁷⁾ かったと言われる。

群馬県強戸村で「小作、自作、小地主」まで含めた形で運動が展開されたことは、既に別稿で明らかにしたとおりである。

4 運動の影響と帰結

以上記してきた如く、農民組合の運動から農本主義者の運動にいたるまで、農民諸階層全体を含みうる方針・スローガンをかけ、そうした形態をもって運動を展開した（いずれの運動も、即目的には「小農経営の防衛」を目的とし、勤労農民一般をその担い手とした。各運動間の差異は、指導イデオロギーの差異であった）。

恐慌期において、農民（および農業）をめぐる諸問題は、農民諸階層（もちろん地主は除外される）総体をめ

ぐるものとして認識され、したがって、農民諸階層の動向は、地主小作関係のみでは把握しえないものとして現出する。

そして、そのような動向の中で自作農が重要な部分を占めたことはことわるまでもないが、部分的ながら、没落しつつある小地主（＝自作地主）を含めた形での展開がみられたとみてよい。

このような恐慌期における動向は、農民諸階層一般（自作地主をも含めて）の窮乏化⁽²⁸⁾ 没落についての認識、及び小作争議の質的転換⁽²⁸⁾ といえ、農村の諸関係ないし農民運動に対しても規定的な意味をもつものとしてうけとめられた。即ち、一般的には次のような農村の状況をつくりだした。

「農村に於けるかゝる状態（地主小作間の対立のこと―引用者）は、昭和五年以降の農業恐怖と共に、更に拍車を加へられ、殊に我國の如き小地主の多い國情に於ては地主自體の生活も窮迫化せる結果、或は土地賣逃げ、又は自作農化等の舉に出づるもの多く、一方小作人としても土地を取上ぐらるれば、生活に窮する爲め、必死と

なつてこれが防戦に努め、今や農村に於ては土地を中心
に最後の抗争が展開されて居るやに窺はれる。

乍併、かゝる對立抗争の眞只中にあつて、『農村に於
ける階級的抗争は農民各自の生活窮乏に由來し、而もこ
の窮乏打開の道は各個農民の相互扶助的精神によるの外
なし』との見地から自力更生計畫を樹て、超階級的態度
を以て、勤勞精神を基調に多分に自給自足經濟を取入れ
て農業經營の改善並に各種の協同組合運動が擡頭しつゝ
あるは注目すべきことであらう」⁽²⁹⁾

即ち、農村社会内部における小地主をも含めた形での
超階級的イデオロギーが一般的に浸透してゆく。

他方、農民運動も恐慌期の動向に対応する方針転換を
迫られる。

昭和七年一月に開かれた全農全国会議第二回全国代表
者會議の一般運動方針は、全農を小作人組合と規定して
いたこれまでの運動方針を自己批判し、次のような方針
を提起している。

「……今日貧農は借金、税金に対する斗争、ブルジョ

アジの反動支配に対する斗争に蹶起しつつあつて、小
作制度に対する斗争はその一部分である。且つ吾々が全
農を小作人の組合と規定し小作農としての斗争にのみ重
点を置き、他の資本主義的搾取を副次的斗争と考えるな
らば、重大な過誤を犯すものである。

吾々貧農の解放は單なる土地革命（これのみ遊離して
考えることは誤りである）に依つて成就し得るものでは
なく、日本帝國主義を倒すことによつてはじめて土地革
命も、解放も期待し得るのである。……故に吾々は全農
を貧農大衆の組織と規定する。

全農全国會議も貧農を主要構成部分とする勤勞農民の
組織であると規定する。全農全国會議は小作条件に対す
る斗争、即ち小作農としての利益をのみ擁護する組合で
はない。本會議は、今や小作農民の組合としての性質を
脱却し、半プロレタリアートである貧農の凡ゆる日常利
害に關係する斗争のための組織に發展している。吾々の
斗争の全場面を考察するならば、借金、独占價格に対す
る斗争及びブルジョアジの反動支配に対する斗争が益
々重要部分を占めて居り、貧農組合としての性質を益々
明確ならしめてゐる」⁽³⁰⁾（傍点—引用者）

次に、全国農民組合（本部派）では、昭和七年三月の第五回大会で決定された一般闘争方針で、四つの運動方向（一、独占資本に対するもの 二、地主に対するもの 三、地方自治体に対するもの 四、政府に対するもの）をあげて、「各町村毎に地主をのぞく、いっさいの農民を包括する組織」⁽³¹⁾による運動を提唱している。

最後に、昭和七年四月に結成された日本農民組合総同盟についてみよう。

その闘争方針は、この時期の農民組合の階級構造についての認識（Ⅱどの階層までを運動に組織しようとしていたか）を明確に示すものであった。その方針では、「中小地主対策」として次の如き規定を設けている。

「中小地主に對して——本組合は、小作、自小作、自作農、即ち勤勞農民を主體とするは他言を俟たぬ。農村窮乏の深刻化と共に、農村中間層は急激に没落し、中小地主化して自作農となり、自作農化して貧農となる。この現象を直視するとき、これら没落地主にして資本主義機構の矛盾を直視し、農民收奪の現状を痛憤、我等と歩

を共にせんとするものはこれを拒むなかれ！我等はこれら没落地主群をして我等の好意的中立者若くは同盟軍たらしめ、地主群を分裂、大地主を孤立化せしめ、これを個々撃破すると共に、都市金融財閥即ち封建時代における大小三百諸侯に比すべき三井、三菱、安田、住友、金權大小名軍討伐の大進軍を起すべきである」⁽³²⁾

ここでは、中小地主は基本的な敵対者でないことはいうまでもないが、さらにもう一步進んで、「好意的中立者若くは、同盟軍」として位置づけられる。

そして、恐慌から急速に回復しつつあった昭和一〇年一二月に開かれたこの組合の第四回大会は、次の如き宣言を可決して、恐慌期における闘争の方向が継承されることを確認している。

「〔宣言〕……今日農村に於ては小作爭議激増し、この方面よりする農村不安を傳へつつあるものもあるが、小作人は小作料の全免を見るも、尙且つ其の生計の樹立は困難なる情勢にある。故に小作料の問題のみを以てしては、今日の農村危機は解決し得ないのである。農村疲

弊の因つて来る所以は農村負擔加重に原因するものであつて、之を打破する爲には、小作農、自作農打つて一丸となつて、農村負擔軽減の爲に奮起しなければならぬ。政府は無爲にして、一切の農村政策を抛棄してゐる。故に資本家の横暴を膺懲し、政府の農村政策の確立を促す爲に、我々は更に其の組織を擴大強化し、團結の威力を以て之に對應しなければならぬ。之が我々に與へられたる農村危局打開の唯一の途である。一部農民運動者中にはやゝもすれば小作爭議激發を主張する事件師的存在を見る。我々は小作料減免闘争の必要は之を痛感し、之が爲に獻身的努力を傾注すること勿論なるも一部に於けるが如き小作爭議によつてのみ、農村危機は除去せられるかに宣傳し、又かく偏信するの如き存在は、それが如何なる理論に因つて美化されると雖も、斯る指導者の存在は斷乎として排撃し、小作人の農業經營の正常なる發達を期さなければならぬ。要するに我々は小作農民の權益擁護の爲に地主の不當利得に對抗し、之が是正を期することの必要は改めて強調する迄もないが、之を以て農民解放運動の全部とするが如き誤謬を排し、小作、自作の農民が融合一致して、耕作權の確立、都市、農村負

擔均衡運動に全力を傾注し、以て農民生活權の確保を庶幾せんとするものである」(傍点—引用者)

むすび

昭和恐慌期における農民の諸動向は以上の如くであつた。

このような諸動向は、一つには、これまで小作爭議のみが過大に評価されてきたことによつて、二つには、請願運動という形に示されるように、三、三の例外的なものを除けば、穏やかな形態をとつたことによつて、三つには、形態が雑多であり、位置づけが困難であることによつて、從來全く無視されてきたといつてよい。

しかし、この時期の地主小作間の對抗(Ⅱ小作爭議)が、農民運動としてどれほどの積極的意義を付与しうるかについて、否定的な結論しかえられないとすれば、本稿でとりあげた恐慌期の諸現象について、從來のように輕視することは許されないと考えるべきであらう。

本稿では、昭和恐慌期に地主小作關係に収れんされない事実が広汎に現出したことを確認しておけば充分である。本稿で取扱つてきたことの、地主小作關係をも含

めた総体の中での歴史的位置については、別の機会に検討したい。

- (1) たとえば、中塚明「天皇制ファシズムと農民闘争」(『日本史研究』二四号 一九五五年所収)や「柳茂次『全農全国会議派の歴史的意義』(農民運動史研究会編『日本農民運動史』一九六一年所収)。最近の研究では、酒井惇「昭和恐慌期における『貧農的』農民運動の研究——山形県村山地方の運動史から——」(東北大学農学部農業経営研究室『農業経済研究報告』第六号 一九六五年所収)が、恐慌期における村山地方の農民運動をとりあげ、小作争議のみならず、多面的な諸闘争(養蚕農民救済闘争・税金闘争・電燈料値下げ運動・村内民主化闘争・借金棒引き闘争)について記しているが、それは、一地方の運動を、小作、貧農の闘争として位置づけるにとどまっている。
- (2) 農民運動史研究会編前掲書一九二頁。
- (3) 念のためにことわっておけば、同書が自作農を「中立そのもの」として位置づけていると言っているのではない。基本的には中立的なものとして位置づけているという意である。
- (4) 従来、戦前期を通じて農民運動の支配的形態とされている小作争議の展開についての検討は別の機会にゆずるが、行論の必要上結論だけを記しておく。
- この時期には、小作争議の支配的形態が、小作料をめぐる大地主に対する闘争から、窮乏化した中小地主との土地

をめぐる「闘争」に転換する。この「闘争」は、小作人にとって生活防衛のためのものであるのと同じように、「闘争」の相手たる没落しつつある中小地主(「自作地主」)にとっても対応は、小作料の増大や確保のためのものではなく、生活防衛のためのものであって、そうした争議に農民運動として過大な積極的意義を付与することは不可能である。なお、この時期の農民運動を筆者は「小農経営維持・防衛闘争」であると規定し、自作地主をも運動の担い手を含みうるとみるが、この点についても別の機会に論証しよう。

- (5) 内務省警保局編『社会運動の状況 4』(昭和七年) 七二八—二九頁。
- (6) 同前書九三一頁。
- (7) 同前書七三二頁による。
- (8) このほか農本連盟(岡本利吉を中心とする)は農村緊急対策として、(1)農家負債の整理、(2)農産物価額維持及貨幣価値引下、(3)農家負担の軽減を発表したが、実際の運動はなかった(協調会『農村社会運動の動向』昭和七年五三一—五五頁)。
- (9) (10) 長野朗「農民請願運動の経過」(『改造』昭和七年一〇月号所収) 九一頁。
- (11) 鈴木茂三郎「我国農民運動の俯瞰図」(『改造』昭和七年一月号所収) 一二四頁。
- (12) 協調会『農村社会運動の動向』五五頁。
- (13) 同前書六六頁。

- (14) このほか第六二議会にたいして、群馬県町村長、道府県農会長協議会、全国町村会長等もそれぞれ請願・陳情運動を行なった。
- (15) 前掲『社会運動の状況 2』六八一—八二頁。
- (16) 翌六年の全国大衆党農村委員会による農村窮破闘争について「右ノ方針ニ基キ地方支部中、神奈川、新潟、長野、岡山、埼玉、群馬、廣島、福岡等ニ於テハ支部執行委員会、座談會、演説會ヲ開催シ或ハ決議、聲明書等ヲ發表シ或ハ地方ニ於ケル種々ノ小問題ヲ捉ヘテ本運動ニ結ヒ付ケ地方當局ニ陳情スル等ノコトアリ」と報告されている(前掲『社会運動の状況 3』五二二頁)。
- (17) 前掲『社会運動の状況 2』六八二—八三頁。
- (18) 協調会『最近の農民運動』(昭和六年)九一頁。
- (19) 前掲『社会運動の状況 4』一二〇三頁。
- (20) 同前書一二〇五頁。
- (21) 同前書一二〇六頁。
- (22) 農民組合史料刊行会編『農民組合運動史』六二八—二九頁。
- (23) 昭和七年四月、ファッシヨ的な日本農民組合から分裂してできた日農総同盟でも、運動の展開は上記三組合とほぼ同一であった(前掲『社会運動の状況 4』一二〇七—〇八頁参照)。
- (24) 青木前掲書四〇九頁。
- (25) 中村吉治編『宮城県農民運動史』(一九六八年)九二—九頁。
- (26) 同前書九四一頁。
- (27) 強戸村争議については、拙稿「大正末——昭和初期に於ける村政改革闘争——群馬県強戸村争議の分析を中心として——」(『一橋論叢』昭和四六年一〇、一一月号)参照。
- (28) 小作争議の質的転換とは、注(4)で記した小作料減免闘争⇓小作継続要求闘争への転換を意味する。
- (29) 前掲『農村社会運動の動向』一三四頁。
- (30) 農民組合史料刊行会編前掲書五九七頁。
- (31) 青木前掲書三九八頁。
- (32) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第15巻(昭和九年)三六三頁。なお、ことわるまでもないが、ここでいわれる農民組合の同盟者たりうる中小地主とは、完全に没落したそれではなくて、没落の危機に直面した中小地主の意味である。
- (33) 大原社研『年鑑 第17巻』(昭和十一年)四一五頁。なお、同書はこの組合の昭和一〇年の活動について次の如く記している。

「本年度における本組合の運動は前年度と大差ないが、組合の闘争の主眼を小作料減免闘争とせず、所謂負債整理組合、産業組合等の農村の経済機構を貧農の手に移すことに主眼を置きこれに向って組織を擴大しつつある。その結果組合員中には産業組合理事、負債整理組合長、産青聯幹部等多く、この運動は漸次関東地方を中心に各地に進めら

れつつあるやうである」(四一四頁)。

(34) このようにみてくれば、自治農民協議会をはじめとする農本主義者たちが「従来の階級的農民運動及び國家社會主義等のファッショを排撃し以て地主、自作農、小作人を打って一丸とする君民共治農本自治の達成を目的として居る」(前掲『農村社會運動の動向』五三頁)と言われるように、農民諸階層を一体として考えていたことは、地主を小地主と同置すれば、農村認識としては、ただちに誤っていたとすることはできない。むしろ、悪しき「先取り路線」であったとみるべきであろう。

(35) 多少の地代・小作料を収取している小地主(「自作地主」)が、何故に農民運動の中では「好意的中立者若くは、同盟軍」として位置づけられるのか、という問題は、日本資本主義の農業問題の特殊性にかかわる問題であり、現在のところ未解明の問題として残しておくしかない。しかしながら、自作地主が、この時期には小農(小作農・自作農といわれる階層がそれであり、正確には過小農というべきであるが)に準ずる階層に転化していたと想定することは不当ではないであろう。

(一橋大学助手)